

必要書類（詳細）

申請には交付申請書(様式第1号)の記入が必要となりますので、朱肉を使用する印(認印)を持参願います。

共通		入手方法
<input type="checkbox"/> 原本	世帯全員の住民票の写し（続柄、本籍記載） （発行後3か月以内のもの）	桐生市（取得した住宅へ居住後）
<input type="checkbox"/> 原本	市税等に未納のないことを証明する書類 （発行後3か月以内のもの） ※世帯全員で中学生以下は不用、課税されていない学生は在学証明書等でも可	桐生市内転居の人は完納証明書。 転入者は、前住所地の市区町村発行のもの。非課税者も必要。

新築の場合		入手方法、確認事項
<input type="checkbox"/> コピー	工事請負契約書 ※追加等金額の変更がある場合は変更契約書等も必要	契約日、注文者及び請負者の記名押印、工事場所、請負金額の記載がある面
<input type="checkbox"/> コピー	領収書（契約金額全額分） ※金融機関の振込控えは不可	業者の都合により領収書の発行がない場合、紛失した場合などは「支払証明書」（建築住宅課に所定の用紙有。）でも可。
<input type="checkbox"/> 原本	不動産登記の全部事項証明書（建物） ※取得額に土地の購入代金を含める場合には、不動産登記の全部事項証明書（土地）も必要	法務局（所有権保存登記が完了したもの） （発行後3か月以内のもの）
<input type="checkbox"/> コピー	検査済証	建築基準法の規定による
<input type="checkbox"/> コピー	案内図、配置図、平面図	建築確認申請の添付書類で可
<input type="checkbox"/>	住宅完成時の写真	玄関を含めた全体の写真を1枚程度
<input type="checkbox"/> 様式第2号	下請工事施工証明書（該当者のみ） （元請業者が市外であっても、市内の下請業者が3者以上で請負金額の合計が100万円以上の場合）	元請業者、下請業者の押印が必要です。

建売・中古住宅の購入の場合		入手方法、確認事項
<input type="checkbox"/> コピー	不動産売買契約書	契約日、売主及び買主の記名押印、媒介業者、売買物件、売買代金、条項の記載がある面
<input type="checkbox"/> コピー	領収書（契約金額全額分）	
<input type="checkbox"/> 原本	不動産登記の全部事項証明書（建物） 不動産登記の全部事項証明書（土地） ※土地が複数筆ある場合は購入の筆分が必要	法務局（所有権の保存又は移転登記が完了したもの）（発行後3か月以内のもの）
<input type="checkbox"/> コピー	検査済証、中古住宅は確認済証又は確認証明書	確認証明書は建築指導課で建築確認証明申請書により取ることができます。
<input type="checkbox"/> コピー	案内図、配置図、平面図	
<input type="checkbox"/>	住宅取得時の写真	玄関を含めた全体の写真を1枚程度
<input type="checkbox"/> 原本	建築基準法及び関連規定に関する書類 （中古住宅のみ）	建築住宅課に所定の用紙有。宅地建物取引士の資格者の記入及び押印が必要です。

移住者（転入者で加算対象の場合）		入手方法
<input type="checkbox"/> 原本	住民票の除票、戸籍の附票など ※桐生市へ転入する前の住所地に2年以上住んでいることの証明となります。	前住所地の市区町村発行のもの。 （戸籍は本籍地の役所）

その他	
<input type="checkbox"/>	店舗等の併用住宅の場合は、住宅部分と住宅以外の部分の面積が確認できる図面
<input type="checkbox"/>	空き家・空き地バンク登録物件の場合は、空き家・空き地バンク成約物件報告書の写し

※条件や対象者により必要書類が異なりますので、ご不明な方はご相談ください。